

令和6年6月4日

令和6年度岩手県市町村GX推進会議



地球温暖化対策推進法の促進区域など各地域の 脱炭素の取組状況等について

東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

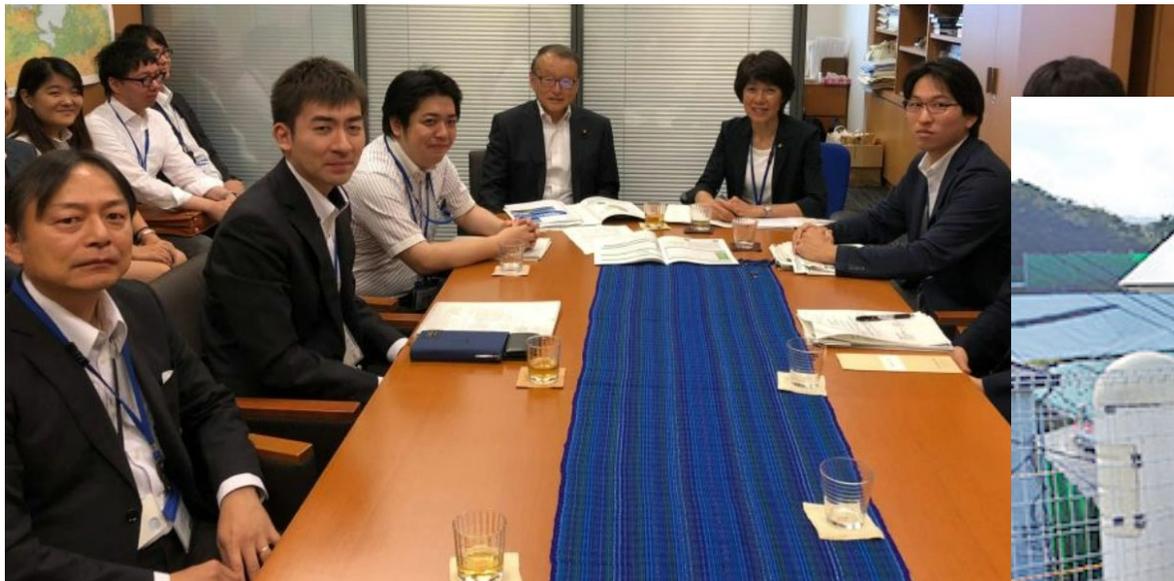
嶋田 章



自己紹介： 嶋田 章 （しまだ あきら）

2012年 環境省入省後、

- 大気環境対策（大気汚染、騒音・振動の健康影響評価、発生源対策 など）
- 環境分野の研究・技術開発の推進（研究予算や研究機関の制度設計 など）
- 地球温暖化対策（住宅・建築物の省エネ化、地中熱・下水熱の導入 など）
- 福島環境再生（放射性物質汚染廃棄物の処理、復興の情報発信 など）
- 地方勤務（福島地方環境事務所、東北地方環境事務所） を経験



□ パリ協定（2015年）

脱炭素化が世界的な潮流に

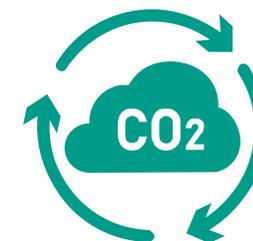
- ・すべての国が参加する公平な合意
- ・2℃目標（長期目標：産業革命前からの平均気温上昇2℃以下、努力で1.5℃以下追求）
- ・今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成

脱炭素化に向けた**転換点**



□ 国内にて**2050年**までに温室効果ガス排出量実質ゼロ = **カーボンニュートラル**を表明（2020年）

2020年10月26日に行われた第203回国会における菅前総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言



□ 野心的な目標として、**2030年度**に、温室効果ガスを2013年度 から**46%削減**することを目指す（2021年）

目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要



地方公共団体実行計画の概要



- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**第21条に基づき、**地球温暖化対策計画**に即して、**地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）**を策定することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画
(すべての地方公共団体に義務付け)

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。)
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）**の実施に関する要件
(対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画**について**認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。

地域脱炭素化促進事業制度における法令体系



促進区域設定に係る国の基準

(法第21条第6項、施行規則第5条の2)

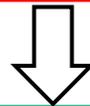
- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準

都道府県の環境配慮基準の定め方

(法第21条第7項、環境省令第5条の3～第5条の6)

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方

従い、市町村が設定



即して、都道府県が定める



踏まえて、都道府県が定める

都道府県基準の策定 (法第21条6項・任意)

※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。



議論を踏まえる



踏まえて、都道府県が定める

地方公共団体実行計画協議会等

(法第21条第12項、第22条)

【地方公共団体実行計画マニュアル、ハンドブック】(技術的助言)

- 環境省令や都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方
- 都道府県基準の例や環境保全のための取組の例などを掲載

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定 (法第21条第5項)



地方公共団体実行計画協議会等での協議を踏まえ申請 (法第22条の2)

地域脱炭素化促進事業計画の申請
(法第22条の2、認定省令)

協議・同意

ワンストップ化特例対象の許可権者等への協議
(法第22条の2第4項、第5項、認定省令)

地域脱炭素化促進事業計画の認定 (法第22条の2、認定省令※4省共管)

農山漁村再エネ法特例 (法第21条の2)

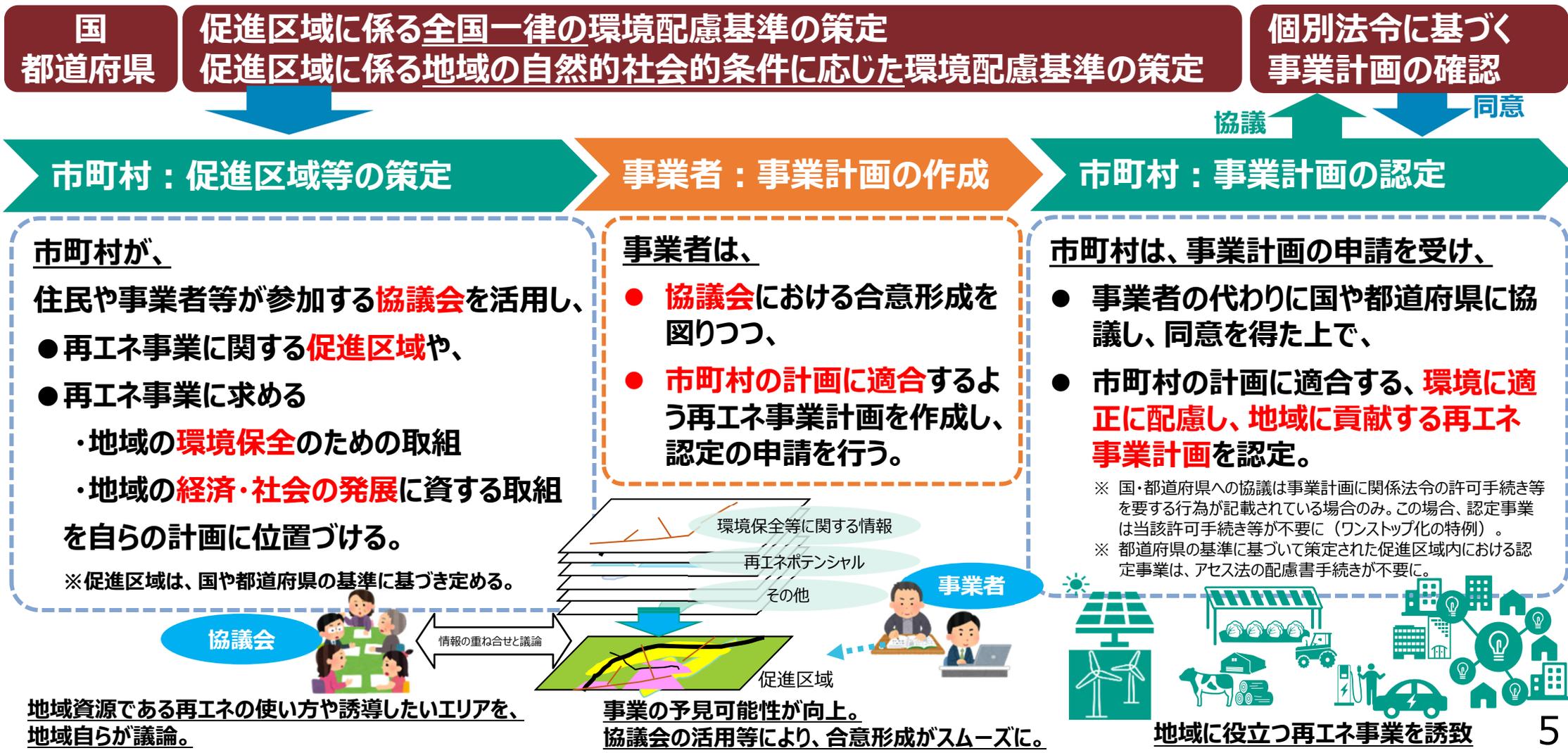
アセス配慮書特例 (法第22条の11)

ワンストップ化特例 (法第22条の4～第22条の10)

温対法に基づく再エネ促進区域の仕組み

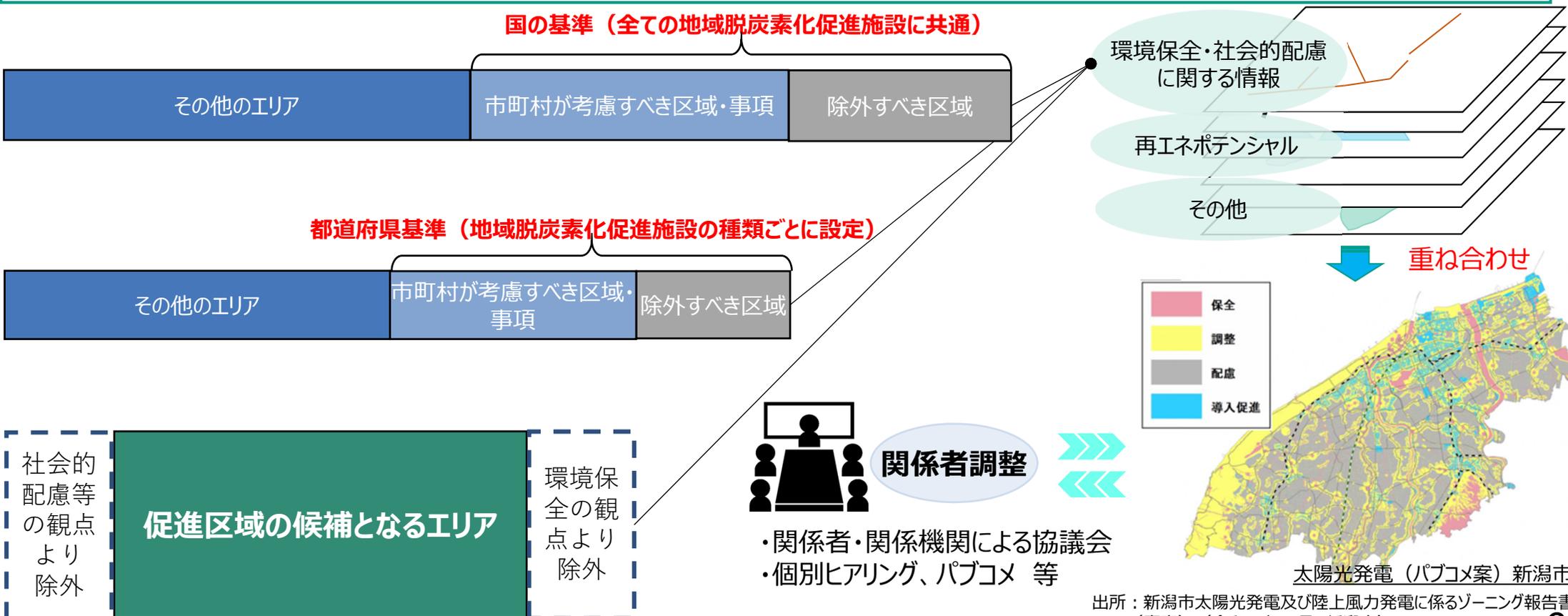
- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが本年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整のうえ、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外したエリアから促進区域を設定**し、市町村の実行計画に位置づけ。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が理想的な考え方。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



「地域脱炭素化促進事業」とは（温対法第2条6項）

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

- 太陽光
- 風力
- 中小水力
- 地熱
- バイオマス

再エネ熱供給設備

- 地熱
- 太陽熱
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。
※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付随する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

【取組例】

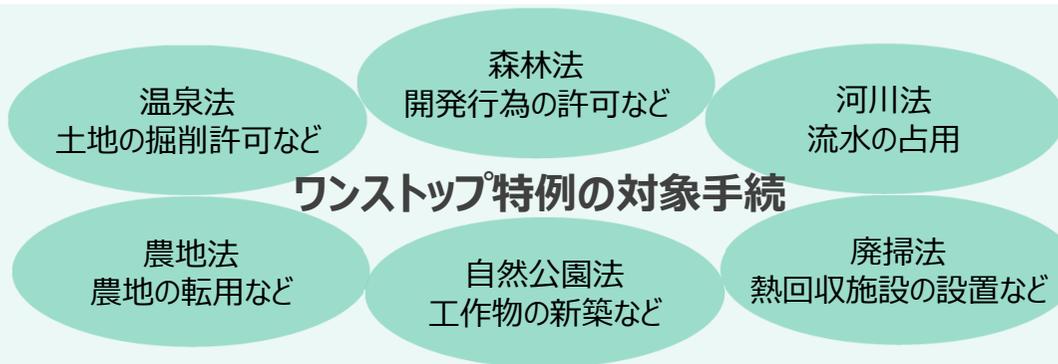
- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用 環境アセス手続き一部省略

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**
- 必要プロセスの短縮による**迅速化・省力化**



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能。

酪農振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法
漁港区域内での工作物の建設等

など

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。

地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。

再エネの地域貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**

ヒント

再エネ導入による 地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた**売電収入の一部を農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

背景

- 二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）

地域共生型再エネの例



水上太陽光発電（埼玉県所沢市）



廃棄物発電（ベトナム）



バイオガスプラント（北海道土幌町）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。

- 許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。

※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等



2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①

地方公共団体向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



☀️ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に

☀️ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度（初年度）予算 **200**億円

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(**+5億円**)※市町村のみ



☀️ 地方創生推進交付金

【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②

事業者向け

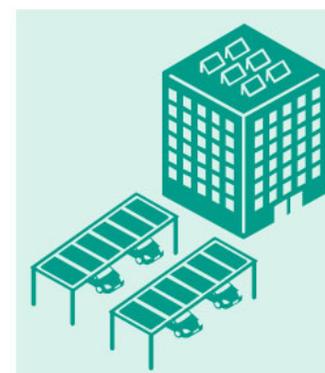


促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

環境省補助事業での優先採択・加点对象

促進区域内で実施される事業が、優先採択や加点对象の対象に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

FIT・FIP制度での優遇措置等【経済産業省】

① 入札保証金等の免除

② 認定要件の一つである地域活用要件の確認手段として活用（太陽光発電以外）

ふるさと融資【総務省】

地域脱炭素化促進事業への
融資上限額の引き上げ等

地域未来投資促進法【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、
重複部分の記載を省略可能



促進区域の設定状況（令和6年3月末日時点）①



■ 令和6年3月時点で、**26市町村が促進区域を設定**。設定済の市町村は以下のとおり。

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、
地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

・国及び道の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域（主に農業振興地域、地域森林計画対象森林及び保安林）」を除く区域

北海道せたな町（太陽光、風力）

風力：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
太陽光：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、
町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、
町内の住宅等の屋根

福島県浪江町（太陽光、風力）

・町が所有する公共施設
・浪江駅周辺整備事業計画区域
・藤橋産業団地、南産業団地、北産業団地、棚塩産業団地、棚塩RE100産業団地
・請戸地区防災集団移転元地における新産業誘致エリア

栃木県宇都宮市（太陽光）

・市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）、市有施設の屋根面等

埼玉県所沢市（太陽光）

・市街化区域

埼玉県入間市（太陽光）

・市有公共施設 ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県小田原市（太陽光）

・市街化区域内
※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く
※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県厚木市（太陽光）

・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

新潟県長岡市（太陽光等）

・市が所有する公有地、公共施設
・都市計画法第9条第11～13項に基づく準工業・工業・工業専用地域
・長岡市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」等
・工業団地、産業団地

富山県富山市（太陽光）

・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県小矢部市（太陽光）

・国及び富山県の基準に基づく「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外した区域

促進区域の設定状況（令和6年3月末日時点）②



富山県氷見市（太陽光）

- ・宇波地区における遊休地

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・産業団地
- ・町が所有する土地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

長野県宮田村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
- ・村が所有する土地
- ・村内の工業団地
- ・耕作放棄地、未利用地、駐車場など

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

静岡県磐田市（太陽光）

- ・市の所有施設や未利用地

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

京都府綾部市（太陽光）

- ・公共施設の屋根
- ・公有地
- ・建築物の屋根

奈良県奈良市（太陽光）

- ・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

奈良県田原本町（太陽光）

- ・町が所有する太陽光発電設備が設置可能なすべての公共施設の屋根及び敷地

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根 ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、
- ・市が所有する土地 個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部
- ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根
- ・公共用地

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

- ・市が所有する公共施設の屋根や余剰空間
- ・市が所有する土地
- ・久留米・うきは工業団地
- ・その他、市が施策推進するために必要と認めるエリア

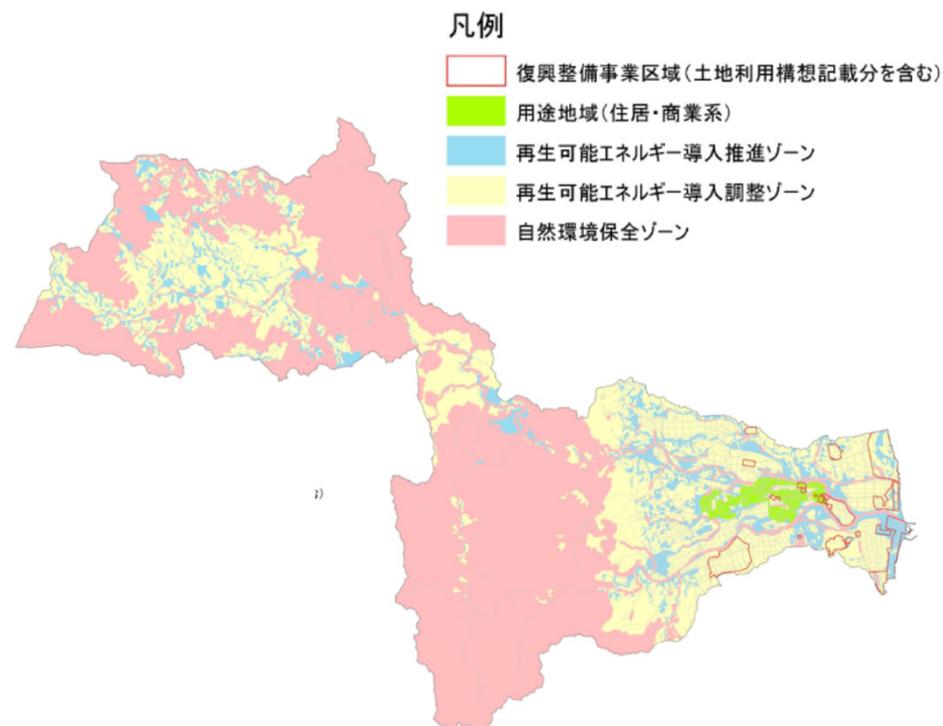
佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

太陽光発電のゾーニング（浪江町/太陽光）

- ・再エネ導入を促進する区域や再エネ導入にあたって周辺環境との調和の観点から事業適地を見える化
- ・国有林・保安林等を「自然環境保全ゾーン」、民有林等を「再エネ導入調整ゾーン」とし、それ以外を「再エネ導入促進ゾーン」に設定

ゾーン区分	詳細内容	対象となる区域
自然環境保全ゾーン	自然環境の保全を第一とし、大型の再エネ設備の導入を制限するゾーン	森林区域（国有林・保安林）、自然公園区域（特別地域）、鳥獣保護区・特別保護地区、河川区域・河川保全区域
再エネ導入調整ゾーン	周辺環境への調和の観点から、大型の再エネ設備の導入については調整を要するゾーン	地域森林計画対象民有林、農用地区域、ほ場整備事業区域、土地改良区総合整備事業区域、農地開発事業区域
再エネ導入促進ゾーン	大型の再エネ設備の導入を推進するゾーン	上記ゾーンを除く地域 ※但し、用途地域（住居・商業系）は含まない



出典：浪江町再生可能エネルギー推進計画
（平成30年3月福島県浪江町）

脱炭素に向けたゾーニングの取組事例 2

太陽光発電のゾーニング 太陽光・風力ゾーニングの合意形成（新潟市/太陽光・風力）

- ・太陽光発電、風力発電のゾーニングに当たって、合意形成のため「専門委員会の開催」、「ワークショップ」、「市民アンケート」を実施
- ・2022年4月に「パブリックコメント」を実施

ワークショップ



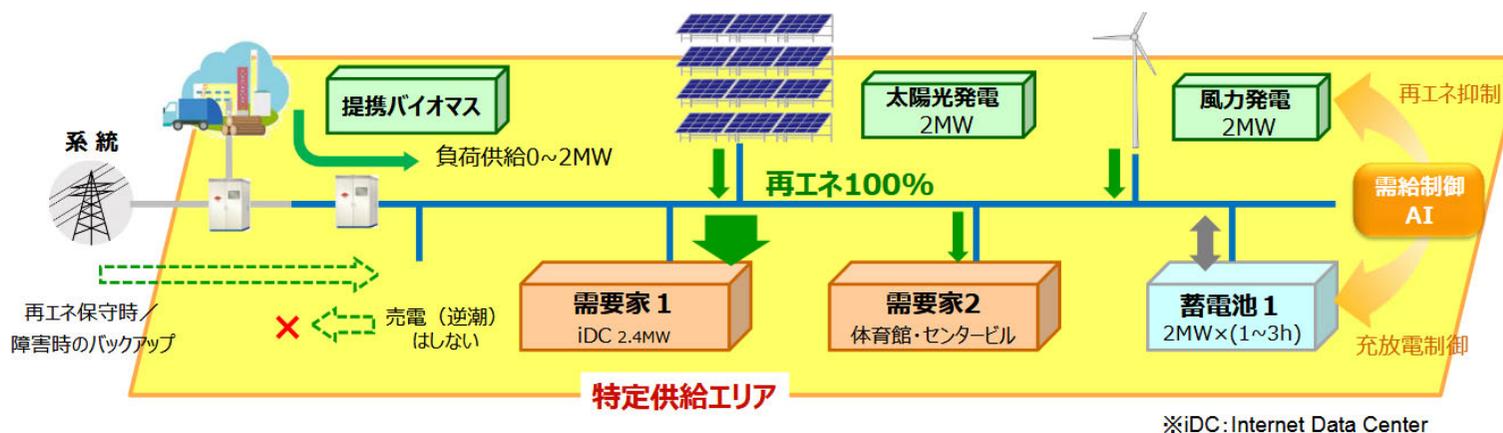
専門委員会

区分	所属等	専門分野
委員	日本自然環境専門学校 学校長	環境
	新潟大学工学部建設学科 准教授	景観
	一般社団法人徳島地域エネルギー事務局 事務局長	地域エネルギー・経済
	新潟大学佐渡自然共生科学センター 里山領域 准教授	地域共生・合意形成
	日本歯科大学 名誉教授	鳥類
	新潟青陵大学大学院看護学研究科 教授	健康被害
	開志専門職大学事業創造学部 教授	エネルギー
アドバイザー	環境省関東地方環境事務所 脱炭素チーム 統括環境保全企画官	
	環境省関東地方環境事務所 脱炭素チーム 地域循環共生圏構想推進室 上席地域循環共生圏構想推進官	
	新潟県県民生活部・環境部 環境企画課 地球環境対策室 室長	

脱炭素に向けたゾーニングの取組事例 3

再エネ事業による企業誘致（石狩市/太陽光・風力・その他）

・石狩市では「石狩湾新港地域」内の一部の区域を「再エネ100%ゾーン」に設定し、地域で生産した再エネを100%地域内で活用できる仕組みの構築を目指すと同時に、当地域への産業集積を図る「スマートエネルギー構想」を検討



ゼロエミッション・データセンター

企業誘致・産業集積

- ・ゼロエミッション・データセンターの実現に関する連携協定
- ・石狩湾新港地域への商業施設立地に関する連携協定
- ・石狩湾新港地域における「無人自動配送ロボット」による地域内シェアリング型配送サービスの実証

再生可能エネルギー開発・利用促進

- ・再エネ発電事業等に関する地域連携協定
- ・石狩市石狩湾新港エリアにおける地域マイクログリッド構築に向けたマスタープラン
- ・再エネ海域利用法に基づき、将来、洋上風力発電の有望な区域となり得ることが期待される区域として、北海道石狩市沖が指定
- ・地域脱炭素実現に向けた協定

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ



東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

E-mail : CN-tohoku@env.go.jp

Tel : 022-207-0734

便利なサイト

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>